~平成 29 年度 小中一貫教育に関する検討会 検討報告書より~

表 2-1 小中一貫教育に関する制度類型

	小中一貫型小学校・中学校	
	(中学校併設型小学校・	義務教育学校
	小学校併設型中学校)	
設置根拠	文部科学省令(学校教育法施行規則)	法律 (学校教育法)
修業年限	小学校6年、中学校3年	9年 (前期課程6年+後期課程3年)
	それぞれの学校に校長、教職員組織	1人の校長、1つの教職員組織
組織・運営	A中学校 校長 校長 大学校 校長 小学校と中学校における教育を一貫 して施すためにふさわしい運営の仕	₩長(1人)
	組みを整えることが要件(※1)	
施設形態	施設一体型 「小中」 施設隣接型 「小 中」 施設分離型 「小 中」	施設一体型 前期·後期 施設隣接型 前期 後期 施設分離型 前期 後期
教員免許	所属する学校の免許状を保有してい ること	原則小学校・中学校の両免許状を併有 (※2)
教育課程	・9 年間の教育目標の設定 ・9 年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
教育課程 の特例	一貫教育に必要な独自教科 → 設定することが可能	
	指導内容の入替え・移行 → 実施することが可能	

- (※1) 例 ①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する。
 - ②学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的 な方針を承認する手続を明確にする。
 - ③一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教 職員を併任させる。
- (※2) 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能。